

町内一斉清掃

わたしたちのまちを
わたしたちできれいにしよう！

町内一斉清掃は、美しい町づくりの一環として、日頃なかなか清掃することができない公共の場所（道路、側溝、公園など）を、町民みずからの手で、町をきれいにすることを目的として、毎年6月の環境月間に合わせて実施しています。



日 時：令和 8 年 6 月 7 日(日)
午前8時 から 午前11時 まで(小雨決行)

主 催：時津町保健環境連合会
時津町

掃除する場所：道路、側溝、公園など「**公共の場所**」が対象です。

注！意



町内一斉清掃は、公共の場所が対象です。

自宅（戸建、マンション、アパート）の清掃作業による、剪定枝や草、敷地内の粗大ごみは各自で処分しましょう。

■お問い合わせ：時津町住民環境課生活環境係

☎095-865-6097(直通)

【実施方法】

- ①お住いの地区の「公共の場所」における清掃をお願いします。
- ②「ゴミ袋」や「土のう袋」は、事前に自治会長へ配布してありますので、各自、必要な分をもらってください。
- ③「草木類」、「可燃物」、「不燃物」、「汚でい」、「空き缶」の5種類で分別・収集してください。収集後は各地区指定の運搬用トラックに積み込むか各地区で指定された集積場所までの運搬をお願いします。
- ④草木類は「たい肥化」します。あらかじめ収集袋から出して、各地区の運搬用トラックに積み込んでください。（※運搬時、飛散しないよう配慮願います。）また、収集袋に入れたままでは受入れ出来ませんので、排出場所（浄化センター）で出してください。
- ⑤危険な場所や危険な方法での清掃は行わないでください。また、作業を行う際は、自治会長、班長や係員等の指示に従ってください。

町内一斉清掃Q&A



Q：自宅（戸建、マンション・アパート等）の庭にある選定した草木を持ち込みたいのですが。

A：自宅（戸建、マンション・アパート等）の庭は、私有地となりますので、対象外となり持ち込めません。

Q：自宅マンションやアパート等の駐車場にあるごみ、草木を持ち込みたいのですが。

A：複数の方が使用されている駐車場であっても、私有地となりますので、対象外となり持ち込めません。

Q：草木、汚でいやごみを収集したが、地区の集積場所や運搬用トラックが待機している所まで持っていかず、その場に置いたままになっているのですが。

A：お住いの地区の集積場所や運搬用トラックの収集状況を、自治会長、班長や係員等の方におたずねください。また、収集したごみ等の積み忘れがないようご注意ください。

Q：「小雨決行」とありますが、荒天の時は、どのようになりますか。

A：中止する場合は、当日の午前7時頃に「町内放送」でお知らせいたします。